

後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

保険料の均等割額における軽減割合が見直されます

☎ 財務課 町民税係 ☎ 62-9122

年金収入80万円以下などの要件を満たす方は、本来、後期高齢者医療保険料の均等割額が7割軽減のところ、これまでは**特例的に9割・8.5割軽減されてきました**が、今年度から特例的な軽減率を段階的に見直すこととなりました。なお、5割軽減・2割軽減の方はこれまでと変わりません。

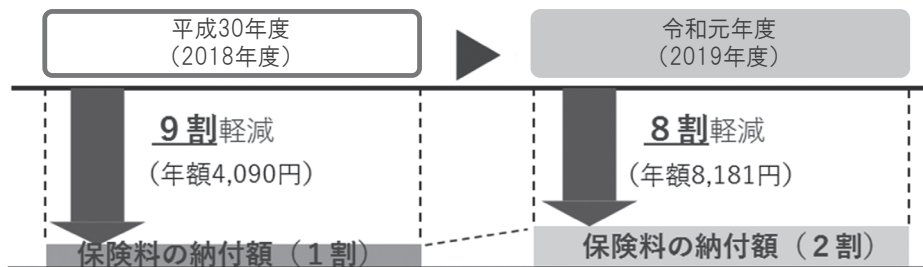
※7月中旬に保険料決定通知書をお送りしますので、ご確認ください。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下	8.5割 6,136円/年	8.5割 6,136円/年	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の 各種所得なし	9割 4,090円/年	8割 8,181円/年	7割	
33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下	5割	5割 20,453円/年		
33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下	2割	2割 32,725円/年		

● 均等割9割軽減対象者だった方

保険料均等割額が9割軽減であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なります。

※保険料を年金天引きで納付している場合、保険料額の変更は10月からになります。



〔今年10月から、年金生活者支援給付金の制度が始まります〕

老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給しており、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10、11月分を12月(年金の支払日と同日)に振り込まれます。

※年金生活者支援給付金については、下記、ねんきんダイヤルへお問合せください。

● 均等割8.5割軽減対象者だった方

保険料均等割額が8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質8.5割軽減が据え置きになります。



お問い合わせ

- 後期高齢者医療保険料について … 役場 財務課 町民税係(62-9122)
- 後期高齢者医療制度について …… 役場 住民福祉課 国保年金係(62-9111)
- 年金生活者支援給付金について … ねんきんダイヤル(0570-05-1165)